

このパンフレットでは、私たちが加入しているトヨタ関連部品企業年金基金の制度や給付のしくみをコンパクトに紹介しています。皆さんご自身やご家族のライフプランを考えるうえで、ぜひお役立てください。

トヨタ関連部品企業年金基金

〒471 - 8571　豊田市トヨタ町１番地　トヨタ会館Ｇ階
TEL：0565-25-1661　FAX：0565-29-0688
e-mail：toyokanb@aqua.ocn.ne.jp　（平成 28 年５月設立）

1 企業年金基金への加入

●私たちは国の年金制度にプラスして企業年金基金にも加入しています

私たちは、国の２つの年金制度と会社の企業年金制度に加入しており、家にたとえると３階建ての年金制度に加入しています。

国の年金制度は、国民全員が 20 歳から 60 歳まで加入する「国民年金」と、民間企業に勤める会社員や公務員が加入する「厚生年金保険」の２階建てです。

私たちの企業年金基金は、会社単位で参加し、国の年金とは別に企業年金の基金があることにより、より豊かなセカンドライフを築くことができます。

●企業年金基金の掛金は全額会社が負担しています

国の年金制度の保険料（厚生年金保険料。国民年金保険料を含む）は、会社と折半で負担します。一方、企業年金基金に関する掛金については、全額会社が負担しているので私たちの負担はありません。

2 基金の年金・一時金のしくみ

●基金ではキャッシュバランスプランを採用しています

基金では、キャッシュバランスプランという方法で年金・一時金の原資を積み立てています。これは加入者ごとに仮想勘定を設定し、会社が毎月拠出する掛金とその利息を積み立てるものです。そして、退職時まで積み上げた掛金と利息の合計額（残高）が年金・一時金の原資となります。

毎月拠出される掛金額は 5,000 円／人で、全額会社が負担します。掛金に付く利息は年率 1.5%で複利計算されます。

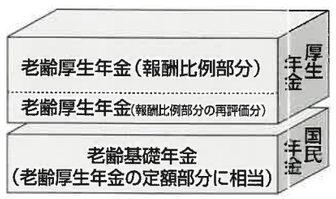
●基金の年金は保証期間付き有期年金です

年金は確定有期年金で、受給期間は 5・10・15 年から選択できます。年金には保証期間が付いているため、選択した期間内であれば一時金に代えてうけることもできます。また、選択期間内に亡くなった場合には、遺族に一時金が支払われます。

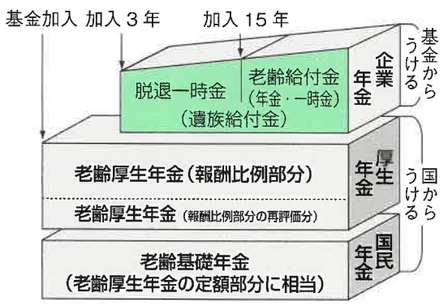
■国の年金と基金の年金の関係



国の年金だけに加入した場合



企業年金基金にも加入した場合



（注）上記のほか、障害年金と遺族年金は国からうけます。

基金に加入する私たちのメリット

1 負担なく有利な年金をうけられます

年金のための掛金は全額事業主が負担するため、加入者の私たちは負担なしで年金をうけられます。

2 多様なライフプランに対応した給付です

年金の受給期間に複数の選択肢を用意し、さらに受給開始時期を最長 65 歳まで繰り下げることを可能としました。これらを組み合わせることで、退職後の収入状況などに応じた年金のうけとり方ができます。

3 万が一の場合にもサポートがあります

加入期間中もしくは年金をうけている間に亡くなった場合、遺族への一時金給付があります。また災害時等への対応として一時金化が可能なしくみがあります。

将来、確実に年金をうけるために住所や氏名の変更は必ず届け出てください

年金の請求に必要な書類を確実に送付するため、退職後に住所や氏名が変わったときは、すみやかに当基金まで届け出てください。

なお、退職後に脱退一時金相当額を転職先の企業年金制度や企業年金連合会、国民年金基金連合会に移した場合は、移換先にも住所・氏名の変更を届け出てください。

〈お問い合わせ先・届出先〉

トヨタ関連部品企業年金基金
〒471-8571　豊田市トヨタ町１番地　トヨタ会館Ｇ階
TEL：0565(25)1661　FAX：0565(29)0688
E-mail：toyokanb@aqua.ocn.ne.jp

企業年金制度の詳細は
トヨタ関連部品企業年金基金ホームページをご覧ください。

トヨタ関連部品企業年金基金　検索

（2021）

3 基金からうけられる年金・一時金

●年金をうけるには 15年以上の加入期間が必要です

基金の年金をうける条件は加入期間15年以上です。

65歳に達したときに年金をうけとれます。

または、退職時年齢が50歳以上であれば退職直後からうけはじめることができます。

なお、年金に代えて一時金でうけることが可能で、選択割合も50・100%から選べます。年金受給中の場合は、5年を経過した日以降※1、選択した受給期間内であれば請求可能です。

受給期間と組み合わせることで、退職後の多様なライフプランに応じた選択ができます。

年金をうける条件を満たしていない場合は脱退一時金をうけます。

また、加入中あるいは年金をうけている間※2などに、万が一亡くなった場合、遺族に一時金が支払われます。

なお、3年未満で退職した場合は一時金もうけられません。

※1　災害による著しい損害や心身に重大な傷害をうけるなど特別な事情がある場合は、受給開始5年経過前でも請求可能です。

※2　選択した受給期間が残っている場合。

■加入期間に応じて年金・一時金がうけられます

加入期間	種類	受給開始時期	給付内容（年金：月額）
15年以上	年金	①50歳以上で退職したとき	仮想個人勘定残高（受給を申し出た時点）÷選択した受給期間に応じ表①の率
		②65歳になったとき※1	
	一時金 選択一時金	①50歳以上で退職時に年金に代えて一時金を希望したとき	仮想個人勘定残高（退職時点）×選択割合
		②年金をうけ始めて5年を経過する日から10年または15年の支給期間が終了する日までの間で一時金を希望したとき	年金月額×残余期間に応じ表②の率
		③65歳になったとき※1	
	一時金 脱退一時金	①50歳未満で退職したとき	仮想個人勘定残高（退職時点）
3年以上15年未満	脱退一時金	①退職したとき	仮想個人勘定残高（退職時点）
		②65歳になったとき※2	
3年以上15年以上	遺族給付金	①加入者期間3年以上の加入者が亡くなったとき	仮想個人勘定残高
		①脱退一時金の繰下げ中に亡くなったとき	繰下げを終了した日の仮想個人勘定残高
		②年金の繰下げ中に亡くなったとき	亡くなったときの仮想個人勘定残高
		③年金の受給中に亡くなったとき	年金月額×残余期間に応じ表②の率

※1　年金（または選択一時金）を請求していない方で引き続き会社に使用される方は、使用されなくなる日まで年金（または選択一時金）の支給を繰り下げることができます。

※2　脱退一時金を請求していない方で引き続き会社に使用される方は、使用されなくなる日まで脱退一時金の支給を繰り下げることができます。

乗率表一覧

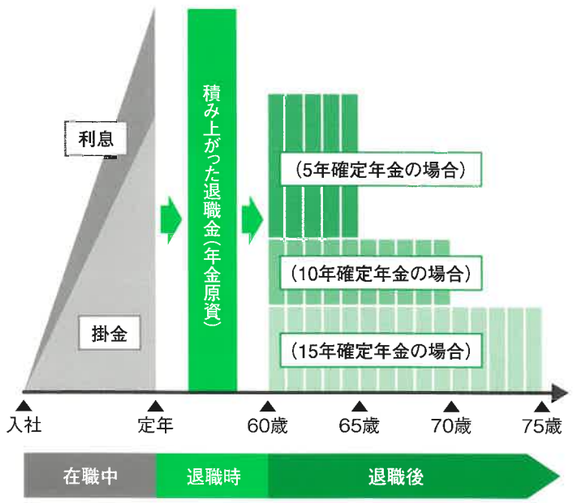
■表①　選択した受給期間別年金現価率

受給期間	年金現価率
5年確定年金	57.857
10年確定年金	111.563
15年確定年金	161.417

■表②　残余支給期間別乗率

残余支給期間	乗率	残余支給期間	乗率
1年	11.919	8年	90.559
2	23.661	9	101.140
3	35.230	10	111.563
4	46.628	11	121.833
5	57.857	12	131.951
6	68.920	13	141.920
7	79.820	14	151.741

■企業年金制度のしくみ（定年退職のケース）



4 年金のポータビリティ制度

●中途脱退者の選択

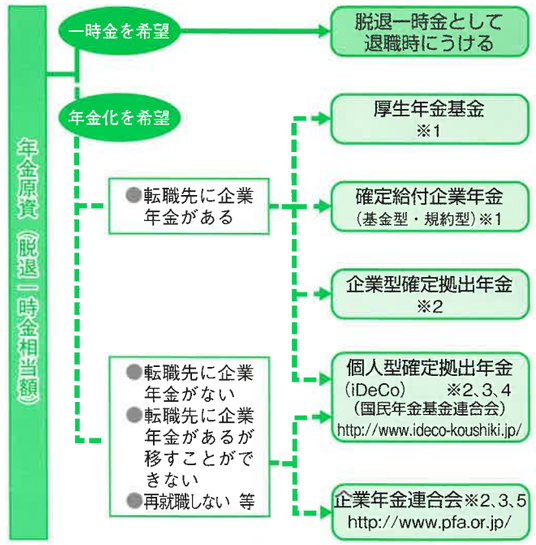
中途脱退者（「加入期間3年以上15年未満」または「加入期間15年以上かつ50歳未満」の退職者）は、退職時に脱退一時金がうけられます。

このとき希望すれば年金のポータビリティ制度を利用して、脱退一時金相当額を企業年金連合会や他の企業年金制度へ移し、将来、年金・一時金としてうけることもできます。

退職時に、脱退一時金の取り扱いについて選択の手続をしていただきます。

詳しい手続については、退職時にご案内します。

■脱退一時金相当額の取り扱いの選択肢



※1　移せない場合があります。

※2　預けると、原則として年金の受給開始年齢時まで一時金化できません。

※3　事務手数料がかかります。

※4　転職先に企業型確定拠出年金がある場合、個人型確定拠出年金には加入できない場合があります。

※5　転職先の企業年金に移せる場合でも、本人が希望すれば企業年金連合会に移すことができます。